

## 行政手続法と千葉市行政手続条例の適用関係

区分		行政手続法の適用	千葉市行政手続条例の適用
市長等※ <sup>1</sup> が行う処分、市長等に対する届出	処分・届出の根拠が法令※ <sup>2</sup> に基づくもの	○	×
	処分・届出の根拠が条例等※ <sup>3</sup> に基づくもの	×	○
市の機関が行う行政指導		×	○
市の機関に対する行政指導の中止等の求め (法律又は条例に基づく行政指導に限る。)		×	○
市長等又は市の機関に対する処分等の求め	処分の根拠が法令に基づくもの	○	×
	処分の根拠が条例等に基づくもの	×	○
	行政指導(法律又は条例に基づく行政指導に限る。)	×	○

※<sup>1</sup>市長等・・・市長その他の執行機関その他法令又は条例等に基づき処分権限を有する機関及びこれらの機関から処分権限の委任を受けた機関をいう。

※<sup>2</sup>法令・・・法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。

※<sup>3</sup>条例等・・・市の条例及び市長その他の執行機関の規則（規程を含む。）並びに千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第1号）及び千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年千葉県条例第6号）の定めるところにより市が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例並びに千葉県知事及び千葉県教育委員会の規則をいう。